

自治基本条例改正条文骨子

【第 3 3 条の後にコミュニティ活動の連携について追加】

第 5 章 コミュニティ活動

1 コミュニティ活動の連携

地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う者は、自らそれぞれの特性を生かしながら相互に連携するよう努めること。

【第 6 章「区のまちづくり」として加え、以下の 1・2 の内容について追加】

第 6 章 区のまちづくり

1 区のまちづくり

1) 区民（※ 1）及び区の職員は、地域の特性や課題を踏まえたまちづくりの指針（※ 2）に基づき、区役所を拠点とした参画と協働によるまちづくりに取り組むこと。

2) 区民及び区の職員は、前項に定めるまちづくりへの取り組みにあたり、次のことに留意すること。

- ①地域の情報を把握し、情報の発信とまちづくりへの活用に努める
- ②地域の課題を的確に把握し、解決に向けた合意形成に努める
- ③地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う者の連携促進に努める

2 区の体制の整備等

市長は、区のまちづくりを推進するために必要な、区役所の体制の整備や予算の確保に努めること。

※ 1 「区民」

区の区域内の住民、区の区域内に通勤し、又は通学する者、区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体のいずれかに該当するもの。

※ 2 「まちづくりの指針」

総合計画（基本構想）に基づくもの。各区のまちづくりビジョンや総合計画（基本計画）の区別計画など。